

記 入 例

※農地調整室受付 ※農林事務所受付 ※農業委員会受付

農 地 法 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

印

捨印を忘れずに
南会津町農業委員会長
(3,000m²を超える場合は福島県知事)

様

記

令和 3 年 4 月 8 日

常時受け付けていますが、毎月月末締切です。申請書は1部提出(3,000m²を超える場合は2部)

1 申請者の氏名、住所及び職業

氏 名	印	職 業	現 住 所
星 一 郎		会社員	南会津町田島字前原甲3531番地1



2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

都市町村名		南会津郡南会津町						割印を忘れずに (以下最後まで)	
大字・字	地番	地目		面積(m ²)	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・ 都市計画区域外の別	
		登記簿	現況						
田島・前原甲	3532-1	畑	畑	200	普通畑	大豆 60kg	星一郎	都市計画区域外	
田島・前原甲	3532-1	畑	畑	400m ² のうち 200m ²	普通畑	大豆 60kg	星一郎	都市計画区域外	
捨印を忘れずに (以下最後まで)									
計	1 筆	200	m ² (田)		m ² 、畠	200 m ²)			



1筆のうち一部を転用する場合はこのような書き方でも
かまいませんが、実測図等の添付が必要になります。
また、このままでは登記ができないため、将来的に不
具合が生じますので、分筆してからの手続きをお勧め
しています。



3 転用計画

(1)転用事由の詳細	用途	事由の詳細 家族の車両が増え置き場所に困っていたため、自宅に隣接した土地に車庫を建築したい。			
	車庫用地				
(2)事業の操業期間 又は施設の利用期間	令和 3 年 6 月 1 日から 永久 年間 (一時転用の場合:令和 年 月 日から 月間)				
(3)転用の時期及び 転用の目的に係る事 業又は施設の概要	工事計画	工事期間	令和 年 月 日～令和 3 年 9 月 30 日 (許可日)		
	土地造成	名称	棟数	建築面積m ²	所要面積m ²
				200	開発区域内併用地面積を含む。
	建築物	車庫	1	34.78	200
	小計		1	34.78	200
	工作物				開発区域内併用地面積を含む。
	小計				
	計		1	34.78	200





4 資金調達についての計画

収入		支出	
自己資金	130万円	用地費	
借入金	100万円	造成費	30万円
補助金		建築費	200万円
()		()	
()		()	
計	230万円	計	230万円

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置:

周囲と同じ高さで平坦なため、土砂の流出の恐れはありません。

(または、東側の隣接地と30センチの高低差があるためコンクリート土留めを実行します。等)

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置:

農業用排水とは隣接していません。雨水については敷地内で浸透させます。

(または、進入路の用水は蓋かけ側溝で機能を維持します。町の上水道と下水道を使用します。等)

周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置:

周囲も住宅地であり、農地の分断や日照の問題はありません。

6 その他参考となるべき事項

特にありません。



(記載要領)

1 「申請者の氏名、住所及び職業等」

- (1) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- (2) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (3) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、行政書士の印(本人が自署する場合は省略することができます)、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」

- (1) 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、牧草地又はその他の別を記載してください。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、非線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、非線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。

3 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

4 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

事業計畫書

⑥	<p>行政府の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込み(各法令毎に許認可処分庁における申請書受付年月日等の状況及びその処分の見込みを記述すること。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関係法令名</th> <th style="text-align: center;">処分権限庁</th> <th style="text-align: center;">処分権限庁受付日</th> <th style="text-align: center;">処分の見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">該当なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				関係法令名	処分権限庁	処分権限庁受付日	処分の見込み	該当なし																																							
関係法令名	処分権限庁	処分権限庁受付日	処分の見込み																																													
該当なし																																																
⑦	<p>法令(条例を含む。)により義務付けられている行政府との協議状況(各法令等毎に処分庁における届出の受付状況等を記述すること。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関係法令名</th> <th style="text-align: center;">処分権限庁</th> <th style="text-align: center;">届出の受付等年月日</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">該当なし</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				関係法令名	処分権限庁	届出の受付等年月日	備考	該当なし																																							
関係法令名	処分権限庁	届出の受付等年月日	備考																																													
該当なし																																																
⑧	<p>農地以外の土地利用の見込み(所有者の同意状況等について記述すること。)</p> <p>農地以外の土地が有る(ない)(○で囲む)</p> <p style="text-align: center;">→ 同意状況</p> <hr/> <hr/> <hr/>																																															
⑨	<p>取水又は排水計画及び水利権者、漁業権者その他の関係権利者の同意状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">取水計画</td><td style="text-align: center;">該当なし</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">排水計画</td><td style="text-align: center;">(雨水)</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">敷地内で浸透させます</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(汚水)</td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">該当なし</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>				取水計画	該当なし											排水計画	(雨水)				敷地内で浸透させます											(汚水)					該当なし										
取水計画	該当なし																																															
排水計画	(雨水)																																															
	敷地内で浸透させます																																															
(汚水)																																																
	該当なし																																															
⑩	<p>申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み(許可の日より概ね1年以内に許可の目的に供されない場合に記述すること。):</p> <p>許可ありしたい着工します。</p> <hr/> <hr/> <hr/>																																															
⑪	<p>一時転用の場合における農地への復元方法等:</p> <p>該当なし</p> <hr/> <hr/> <hr/>																																															

農地法第4条第1項の規定による許可申請書(補足資料)

調査に関する事項

担当農業委員が申請人に照会・調査させていただきます。

<農業委員会等に関する法律第29条第1項関係>

1-1 申請人への連絡先

氏名	星一郎
年齢	65
自宅電話番号	(0241)62-6320
携帯電話番号	(090)〇〇〇〇-〇〇〇〇

不在がちで携帯の方が連絡がとれる場合は記入して下さい。

1-2 申請人と連絡が取りにくい場合、本人に代わって説明できる者

説明できる者	星花子
申請人との続柄	妻
連絡先	(0241)62-6320

基本的に申請人に照会しますが、本人が長期不在等の際は記入して下さい。

1-3 書類を行政書士が作成した場合、その連絡先

住所 南会津町田島字後原前1234-5
氏名 行政書士 南会三郎
電話番号 0241-62-8920

行政書士が作成した場合記入して下さい。実印を押した委任状を添付すれば、照会先を行政書士に委任することもできます。

※ この資料は、農業委員会等に関する法律第29条第1項に基づき、農業委員会総会で審議する前段階の調査に使用するものです。転用審査以外の用途には使用しません。
1部ご提出ください。

添付書類

(転用面積が3,000平方メートルを超える申請書は2部提出となりますので、添付書類も2部必要ですが、2部目はコピーでかまいません。)

通常の場合

	必要書類	内容・補足説明	チェック
1	登記事項証明書	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書）で、法務局で交付を受けて下さい。	
2	公図又は公図の写し	申請農地の公図となります。法務局で交付を受けて下さい。	
3	位置図	土地の位置を示す5万分の1～1万分の1程度の地図。 国土地理院や町の管内図、インターネットのダウンロードなどを利用して下さい。	
4	案内図	周辺の状況が分かる3千分の1程度の地図。住宅地図などを利用して下さい。	
5	土地利用計画図	敷地内の利用状況、施設の位置、面積や距離などがわかる図面。 実測図や公図を使用して500分の1～1000分の1程度で表示して下さい。	
6	用排水計画図	取水、排水の経路を示す図面。取水は青、排水は赤で表示して下さい。 上の欄の土地利用計画図の中に記入してもかまいません。	
7	建築物平面図	建築物の平面図を示した図面。	
8	資金調達を証する書類	資金を要する場合に必要となります。 金融機関の残高証明、融資証明書、予算議決書等。	

その他の場合

1	土地改良区の意見書	過去に一度でも土地改良（耕地整理）が行われている場合は土地改良区の意見書が必要です。 登記事項証明書に「土地改良事業・換地処分」と記載されていればこれにあたります。 申請書はA4一枚で、添付書類はこの申請書の添付書類の写しで結構です。 役場、又は総合支所に申請して下さい。提出は1部です。	
2	法人の場合	法人の登記事項証明書及び定款、又は寄付行為の写し	
3	同意書	同意が必要な場合の同意書	
4	その他	その他、参考となるべき書類	